

**【減免額の算定】**

【表1】で算出した第一号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額  $((A \times B / C) \times d)$

**【減免額の計算式】**

$\begin{array}{l} \text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料(税)減免額} \\ (A \times B / C) \qquad \qquad \qquad d \end{array}$
--

**【表1】**

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第一号被保険者の保険料額
B : 当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

**【表2】**

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。